

# 愛知陸上競技協会OBOG会会則

## 第1条 (名称)

この会を愛知陸上競技会OBOG会（以下「本会」という）と称する。

## 第2条 (事務所)

本会の事務所を下記に置く。

名古屋市中区大井町3-15 日重ビル2F

## 第3条 (目的)

本会は、会員相互の親睦友好を深め、併せて陸上競技協会との交流を計り、愛知陸上競技協会の発展に寄与することを目的とする。

## 第4条 (組織)

- 1 本会は男性60歳以上、女性50歳以上で、陸上競技者及び公認審判の資格を有する者と、これに準ずる者をもって会員と定め、これを組織する。
- 2 新会員については、70歳未満の方で各地区世話人より推薦する者を世話人会に諮り、世話人会で協議のうえ、会員と定める。
- 3 会員の推薦により会友を置くことができる。

## 第5条 (事業)

本会は、第3条の目的を達するため、次の事業を行う。

- 1 毎年1回総会の開催
- 2 会員名簿の作成、会報の発行
- 3 寿年の年に祝品の贈呈（規定は別に定める）
- 4 会員の死亡に対し地区世話人による弔問
- 5 その他第3条の目的に適う事業

## 第6条 (世話人)

本会を運営するために世話人を置く。

- 1 世話人若干名（内、代表を1名、副代表、庶務、会計若干名とする）
- 2 世話人は、会員総会で選出し任期を2ヶ年とする。ただし、重任再選を妨げない。

## 第7条 (会員及び入会金)

- 1 本会の会費は年2000円とする。ただし、寿年年齢80歳に達した会員は、その翌年からは年会費は免除する。（寿年次の祝品贈呈規定による）
- 2 本会の入会金は2000円とする。
- 3 上記第1項及び第2項は会員のみ適用し、既納年会費、入会金は死亡あるいは退会しても返却しない。
- 4 本会の設立、運営維持のために、愛知陸上競技協会から助成を受けることが出来る。
- 5 総会、事業等の会費は、最小限の負担とし、世話人会で定める。

平成11年5月26日

平成14年5月 修正

令和 元年7月14日修正

令和 元年7月14日改定